

建設環境常任委員会会議録

〔令和 8 年 6 月定例会〕

6 月 1 6 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和8年6月16日（火） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	請 願 第1号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願について	—	3
	所管事務 報 告	筑紫野市空き店舗利用促進事業補助金の指定地域変更について	商工観光課	11
	所管事務 報 告	下水道経営戦略改定について	上下水道 料金総務課 ・工務課	18
	所管事務 調 査	市内上水道管の劣化等の現状について	上下水道 料金総務課 ・工務課	23
	所管事務 調 査	筑紫野市水道事業及び下水道事業資金管理運用方針に基づく資金年間運用計画について	上下水道 料金総務課 ・工務課	27
	所管事務 報 告	水質調査等の結果について（平等寺地区）	環境課	31
	所管事務 調 査	狂犬病ワクチン接種率について	環境課	39
	所管事務 報 告	J R原田駅前広場について	管理保全課	42
	所管事務 調 査	希薄化した道路区画線の計画的な再塗装（道路維持管理計画）について	土木課	51

令和8年第3回（6月）筑紫野市議会定例会 建設環境常任委員会

○日 時

令和8年6月16日（火）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	八 尋 一 男	副委員長	段 下 季一郎
委員	田 中 允	委員	辻 本 美恵子
委員	赤 司 泰 一	委員	宮 崎 吉 弘
委員	檜 木 孝 一		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（8名）

議員	上 村 和 男	議員	西 村 和 子
議員	山 本 加奈子	議員	坂 口 勝 彦
議員	前 田 倫 宏	議員	吉 村 陽 一
議員	佐々木 忠 孝	議員	春 口 あかね

○出席議員（1名）

議員 古 賀 新 悟

○出席説明員（18名）

建設部長	深 見 勝 彦	土木課長	菊 武 秀 明
土木整備担当係長	坪 井 望	管理保全課長	中 村 昭 治
管理担当係長	牟 田 幸 世	環境経済部長	平 嶋 顕 治
上下水道工務課長	山 田 学	給排水担当係長	前 川 恒 夫
水道担当係長	三 浦 隆	下水道担当係長	新 山 武 志
上下水道料金総務課長	永 利 俊 美	財務管理担当係長	勇 川 大 輔
料金担当係長	平 嶋 亮	環境課長	益 永 晃
環境保全・廃棄物担当係長	中 村 義 弘	商工観光課長	渡 邊 成 祐
商工観光担当係長	前 田 大 輔	商工観光担当主任	脇 田 政 司

○出席事務局職員（３名）

局 長 杉 村 真 子
主 任 小 金 丸 卓 也

課 長 高 木 美智子

開会 午前10時00分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、建設環境常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に8名の議員が傍聴に出席しておりますので、御報告をしておきます。

会議に入ります前に、念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。また、携帯電話等をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードでお願いをします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として議会だよりに掲載する案件についてほか4件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

それでは、請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める請願についての件を議題といたします。

本請願は、古賀議員が紹介議員となり、今定例会に提出されたものですが、先般の本会議において古賀議員から請願の趣旨を説明されました。委員会で審査を行うに当たり、本日は紹介議員である古賀議員の出席を得ております。

それでは、審議に入ります。

本請願の内容について、古賀議員から補足説明をお願いいたします。

古賀議員。

○議員（古賀新悟君） 改めて、おはようございます。趣旨説明をさせていただきます。

長引く物価高騰は国民生活を著しく圧迫しており、現在の最低賃金水準では、健康で文化的な最低限度の生活を維持することが極めて困難となっています。

日本の賃金低迷は深刻であり、欧米諸国だけでなく近隣のアジア諸国との比較においても、その劣勢は明らかです。例えば韓国では、2026年から全国一律で時給1万320ウォン、日本円で約1,100円以上となっており、実質的な購買力が中央値に対する比較などで日本を上回る水準に達しています。また台湾でも、10年連続で最低賃金が引き上げられ、労働者の実質的な購買力を維持する政策が徹底されています。

かつてアジアの中で高賃金とされた日本ですが、現在の地方の最低賃金水準、時給1,00

0円台前半のままでは、近隣諸国に対するアドバンテージを完全に失っています。この賃金格差は、国内の優秀な若者が外国へ流出する原因となるだけではなく、深刻な人手不足に悩む地方において、外国からの優秀な人材を獲得する競争にも敗れ、地域経済が破綻しかねない危機的状況を招いています。

地方の衰退を止め、日本全体の購買力を引き上げて内需主導の経済好循環を生み出すためには、どこで働いてもまともに暮らせる社会の実現、すなわちアジアのトップランナーに恥じない、全国一律での最低賃金1,500円への引上げが不可欠です。しかし急激なコスト上昇は、中小業者、小規模事業者の経営を直撃します。企業の存続と雇用の維持を両立させるためには、事業者の自助努力だけに委ねるだけではなく、国による直接的な公的支援の拡充がセットでなければなりません。

以上の点から、本請願は、労働者の生活安全と地域経済の再生、そして中小企業の経営基盤を守るための一体的な施策の実現を国に求めるものです。また本請願を生かせるよう、趣旨が変わらない範囲での文言の修正はいとわないことを申し添え、請願の趣旨への御理解をいただき、市民生活の向上を目指して賛同と御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま古賀議員から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 先ほど説明がありましたけども、2点あります。中小企業の負担増ですね。これはやっぱり人件費上昇によって耐えられない小規模の事業者がある。それから、価格転嫁が難しい業種によっては経営悪化の懸念が考えられます。

それとほかにもう一つありますけど、地域経済の実情差というか、全国一律に賃金を上げるということに対しては、やはり都市部と地方では、物価、それから経済規模が異なりますので、一律賃金は必ずしも適切ではないと、限らないということもありますので、そこら辺がやっぱり調査が必要でありますし、以前からもこういう意見書の提出をされていますけども、まだまだやっぱり調査研究をしないということが懸念材料の中にありますので、そういったことから懸念をしているところであります。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 古賀議員。

○議員（古賀新悟君） 企業に対する支援だと思いますけれども、最低賃金の引上げと整備投資を両立させるためには、やはり生産性向上を目的とした業務改善助成金のような、これは例えばの話ですけども、業務改善助成金のような国の支援制度のさらなる拡充が必要だと考えております。これに加えて、人件費上昇分を販売価格に上乗せできる公正な取引環境の構築や、税金や社会保険料負担の軽減策など、国による包括的な、直接的な支援強化が求められておるところです。

また、全国一律についてもお尋ねがありましたけれども、これは全国労働組合総連合という労働組合のセンターが最低生計費試算調査というのを行っておりますけれども、そこでは最低生計費が月24万円から26万円の収入が必要という結果になって、これは全国どこでもそう大した差はないということであります。ただし、例えば北海道では暖房代の手当だとか、東京や都心部では家賃だとか電気代だとか、様々な地域性があると思います。それは、公務員はありますけども、調整手当みたいなものを企業努力で行っていきながら、どこに行ってもそう大した差はないということで、全国一律であったほうがいいのではないかと。もう一つは、東京など都心への労働力が今、流出が加速しているんですけども、それを食い止めるという意味でも一律であったほうがいいというふうに言われております。東京への、都心部への労働流出です。（「都心部への」と呼ぶ者あり）はい。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 今、地域間格差とかいう話をされましたけど、そもそもの1,500円の根拠は何ですか。

○委員長（八尋一男君） 古賀議員。

○議員（古賀新悟君） 先ほども申し上げましたが、全国労働組合総連合が全国的に行いました最低生計費試算調査によるもので、それによると月24万円から26万円の収入が必要という結果になり、それで時間で計算すると、時給1,500円から1,700円前後が必要というふうにされております。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） この全国労働組合総連合というのは、特定の試算でしょう。これは政府と、例えば中立的経済とかの分析とか、そういう比較はされているんですか。

○委員長（八尋一男君） 古賀議員。

○議員（古賀新悟君） これはあくまでも任意団体、民間の労働組合が行ったもので、特

段、国がそういう時間給が幾らやった方がいいということではありません。しかし、今、高市政権の中でも1,500円を目指していくというような答弁はされておられるので、妥当な金額ではないかというふうには思っています。

○委員長（八尋一男君） 今ので理解できましたか。

○委員（赤司泰一君） そう言っているなら、そもそもこの請願の意味ないじゃないですか、そしたら。もうそうやって政府が言っていると言っているんでしょう。

質疑じゃないんですけど……。

○委員長（八尋一男君） はい、赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 質疑じゃないんですけど、今の全体的な説明の中で、最低賃金を上げるというそのものは分かるんです、理解できるんだけど、今言うたように全国一律で1,500円を求めるということは、どうしても地域内の、今、宮崎委員が言われたように、格差というのがどうしても実体経済の中であるわけですたいね。例えばこれが急激にぼんと上がるということに対して、中小企業、零細企業はその影響というのがかなりあると思うんです。

そういうことを鑑みたときに、まず政府が、今、古賀議員が言われたように、政府がそういうふうと言っているという調査段階の中で、この意見書というか請願書を出すということはね、まだまだうちらとしての、今の地域の経済の実体経済とかのことを考えたときに、まだまだ調査不足と僕は思うんです。現時点でこの請願が効果があるものというふうには、まだ、今議会で決することかどうかは別として、賛同できかねないというふうには、私はそのように意見表明させていただきたいと思っています。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 似たようなところなんですけど、私もこの「全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、地域による大きな格差は認められません」という、この一文が納得できない。もともと、どう考えても東京が生活費が高いんだとか、子どもが学生で東京に行っても、どう考えても生活費が足りないから親の仕送り代が増えるんだという話を聞くけれども、どこの地域でも最低限の生計費が地域による大きな格差は認められないというふうには思えない中で、じゃあ、この調査はどういうものなのか、あるいはこれと、こういうものがあって、だったら公の調査も必ずどこかにあるはずなのでね。

それを反対に、消費者庁かどこかのデータを私たち自身も調べて、全国的に暮らすため

にはどれぐらいの収入があったらいいのかとか、どれだけの稼ぎがあったらこういう生活ができるんだという一定のものを確保しないと、ここに「地域による大きな格差は認められない、だから全国一律の賃金なんだ」というものの反対に、じゃあ、今なぜその地域が、政府の考え方で四つの地域に分けられて最低賃金を決められているのかというと、それは、その地域での生活を成り立たせるための賃金の計算の仕方に出てきているものだと思うので、どっちが先なのかというところで、私たちも調べて考えないといけないのかなというのと思っています。

確かに、みんながどんな働き方をしても等しい賃金をもらえる社会というのが一番理想ではあるけれども、現実それが自分の生活費にどういうふうに関連しているのかということも考えないと、今のここの請願の趣旨の中で言われている二つについては、相反するようなことになっているんじゃないかなという気がするので、研究させていただけたらと思っています。

○委員長（八尋一男君） もういいですか、その件については。

古賀議員。

○議員（古賀新悟君） この最低生活費試算調査がどういうものかということ、私もかつて労働組合に属していたときに実際に調査させていただいたんですが、1人の人が、単身者でも家族を営んでいる方も含めて、例えば1か月間にお茶わんを買ったとか、全て購入するもの、生活に必要なものを購入してその購入代金を積み重ねたら幾らになったという調査なんですよ。最低限これだけやったら、ナショナルミニマムというふうにかつて言われたんですが、今も言われていますけども、そういう調査の下に、最低でもこれだけは生活する上で必要な額が試算できたという調査の内容となっております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） だから、それは特定のあれでしょう。特定団体の調査の結果でしょう。いろんな調査の比較対照の検証というのは必要だと思うんですよ。だから、その調査も含めてから、きちんとした論拠というのをうちに提示せんと、今、辻本委員が言われたように、やっぱり地域格差という言葉ってすごい大事なところであって、そしてまた筑紫野市は全国的にも9割以上が中小企業とか零細企業というのを抱えとる地域背景があるから、やっぱりそういうところを考えたときに、1,500円という根拠で、さあ、上げましょうという話にはならないと僕は思っているんです。

だから、それを調査研究をうちらの中でももう一回整理してから、今回は差し出がまし
いかもしれんけど、継続審査にしてもらってね、また次の議会でももう一回もんだらどう
かなというふうに思っていますけど、委員長、いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） もう少し意見を聞きたいと……。

○委員（赤司泰一君） そうです、そうです。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、古賀議員が言われた最低生計費試算調査、お茶わんを買っ
てとかいろいろ、それは言葉では変だけどイニシャルコストの話で、ランニングコスト、
毎日の生活費の積み上げた費用ではないということなんですかね。その確認です。今の説
明だったら、どっちかというイニシャルの話で、ランニングのことではないような気が
するんですよ。

○委員長（八尋一男君） 古賀議員。

○議員（古賀新悟君） まず、赤司委員の、あくまでもこの最低賃金引上げは、中小企業、
零細業者の手当てがセットでないと実現しないというふうにうたっていますので、そこは
セットです、必ず。だから、その手当てがないと賃金の引上げも、それはもう本末転倒に
なってくるので、そこは考えております。

それと、辻本委員の質問なんですけども、そのとおりで、例えば東京と福岡では家賃は
かなり違います、大幅に違います。そこは除いています。除いて、純粋に生活、生活とい
うのもいろいろ、家賃を含めて生活になると思うんですけども、そういう純粋に生きて
いくための必要なものを積み上げたものだというふうに理解していただきたいと思ってい
ます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。檜木委員はよかった。

○委員（檜木孝一君） 分かりました。

○委員長（八尋一男君） 田中委員はいいですか。

○委員（田中 允君） はい、大丈夫です。

○委員長（八尋一男君） それでは、質疑がないようでございますので、これで質疑を打
ち切ります。

古賀議員はこれで退席をお願いしたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

_____・_____・_____

休憩 午前10時19分

再開 午前10時23分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

○副委員長（段下季一郎君） 今、皆さん意見がいろいろ分かれておりまして、今まで出した意見について改めてまとめますと、やっぱり全国一律1,500円の最低賃金の引上げというのが意見が分かれるところです。やはり、それは中小企業に対する負担が大きいということで、参考資料として、この可決した自治体、県内の福岡県直方市の意見書と、県外ですが堺市と大和市の三つの意見書を参考資料として挙げさせていただいております。

やはり先ほど申し上げたような課題とか、あと中小企業への負担とかもありますので、趣旨は皆さん、最低賃金の引上げという点では理解できるというふうなことだとは思いますが、委員会全体の認識とかですね、こういった可決した自治体が約80程度、採択された自治体があるとのことですので、今後理解をさらに深めた上で慎重に審査すべきと考えますので、請願第1号については閉会中の継続審査が望ましいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ただいま副委員長から皆さんへの意見打診がありまして、異議なしと、請願第1号については継続審査することで御異議がないということでございましたので、これで請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める請願については、閉会中の継続審査という形に決したということでございます。よろしいでしょうか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 継続審査にするということで、それはいいんですけども、継続審査するに当たって、これを解決したら継続の意味があるというね、何のために継続するのかというところを議論したらという話を、どうしても、どこの自治体を見ても、今は参考資料に三つしか出ていないんですけど、たくさんを見た限りでは、最低賃金を上げるということには、金額なしに上げるということには、大体、大勢はそうなんだということと、中小企業への支援をするということについては、どこの自治体もあるように思うんですよ。

だから最低賃金を上げるということと、1,500円にするということが妥当かどうかとい

う調査、それはさっきから話している全国的な生活レベルのところですね、なぜ今1,500円なのかというところの調査は必要ということと、やっぱり生活を維持するために幾らであればいいのかというのを数字として私たちも把握した上で、次に向かったほうがいいんじゃないかなと思っているので、閉会中の調査事項にしっかり、このこととこのことをしますというふうに言っていただけたらいいかなと思っています。

○委員長（八尋一男君） おっしゃるとおりでございます。要は基本、審査するに当たっての基本データ、基本の材料がないことには審査の意味がないという形でございます。そういうことが準備ができて、そして再審査を皆さんから聴取をしたいというふうに思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） この件については以上で終わります。

続きまして、所管事務報告に入ります。

一時休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告でございます。

平嶋部長がお見えですから、御挨拶をいただいて、出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） おはようございます。環境経済部長、平嶋でございます。連日の委員会、お疲れさまでございます。

本日、環境経済部といたしましては、所管事務報告が3件、調査が3件ありますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

あと、説明員の紹介をさせていただきます。

商工観光課長の渡邊です。

○商工観光課長（渡邊成祐君） 商工観光課、渡邊です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 係長の前田でございます。

○商工観光担当係長（前田大輔君） 前田です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 担当の脇田でございます。

○商工観光担当主任（脇田政司君） 脇田です。よろしくお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 本日はよろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君） それでは、筑紫野市空き店舗利用促進事業補助金の指定地域変更について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） それでは、資料が2番、商工観光課、筑紫野市空き店舗利用促進事業補助金の指定地域変更について、御説明申し上げます。

本事業は、起業家への支援及び市内商業の活性化に寄与することを目的としております。指定地域内で1年以上利用されていない空き店舗で開業する場合に、家賃の一部を補助金として交付するものでございます。補助対象の業種は、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業の3業種でございます。補助金の額につきましては、開業の翌月から12か月目までは家賃の2分の1で最大1か月5万円、13か月目から24か月目までは家賃の4分の1で最大2万5,000円を交付しております。

資料上部のグラフにございますとおり、現在の指定地域である西鉄二日市駅及びJR二日市駅周辺における空き店舗数は、令和2年12月時点の18店舗から令和7年12月は7店舗となっており、徐々に空き店舗の状況が解消してきておるところでございます。このように二日市エリアでの一定の成果が見られたことから、さらなる起業家への支援及び市内商業の活性化を図っていくため、指定地域の拡大をすることといたしました。変更内容といたしましては、現在の指定地域に都市計画法上の商業地域及び近隣商業地域を加えるものでございます。新しく追加する指定地域は、資料の地図のとおり、湯町周辺、西鉄朝倉街道駅周辺、西鉄筑紫駅周辺、JR原田駅周辺の四つの地域でございます。

最後に、この変更の適用時期につきましては、令和8年10月1日を予定しております。

以上で報告を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） この新しく線引きした分の、もう少し詳しく、どういうことでの線引きしたか、その線引きの基準ね。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 関連でございます。これは実際、現地を歩かれて、踏査されて確認をされたということによろしいでしょうか。

それと、4地区を追加されてございますけれども、それぞれの地区ごとに空き店舗が幾つあるのかというのを把握なさっていると思いますので、そこをお示しいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） まず選んだ基準でございますけれども、まずもって市内全域を見渡しましたときに、二日市地区ということで、北側に集中していたという現状がありましたので、まずもって市内に散らばるといいますか、市内全域が対象地域になることというのをまず発想として持ちました。次に考えたのが、きちんとやっぱり線引きをする必要があるということで、区域につきましては、近隣商業地域につきましては、商業化を促進する地域としての指定を受けておりますので、まずもってその地域を活性化しようということで考えたところでございます。

それから、歩いてみたのかということにつきましては、実際に歩いてみて、空き店舗の数を数えてきております。まず数につきましては、左上の湯町周辺につきましては、現在募集中の店舗が湯町地域については3店舗、それから朝倉街道駅周辺につきましても3店舗、それから西鉄筑紫駅周辺はございません、ゼロです。JR原田駅周辺につきましてもゼロでございました。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この御説明というか、事務事業調査の資料を事前に見たんですけれども、指定地域内の、ここのグラフがあるところの令和7年12月現在7店舗で、そのうち補助をもらっているのが5店舗という表があったんですけど、その事務事業調査のところでは、令和7年の当初は15店舗と書いてあったんですね。つまり、15店舗の空き家があるところで令和7年の事業が始まって、今ここに12月で7店舗になっているというのは、それを引き算した八つというのは、もう既に空き店舗ではないというふうに理解していいのかということ。

それと今、私も各地区の空き店舗数をお尋ねしたかったんですが、今言っていたいた

数字で、結局これからの事業は何店舗を対象にして補助事業が始まるのかということを明確にさせていただけたらいいのかなと。

○委員長（八尋一男君）　しばらく休憩に入ります。

休憩　午前10時37分

再開　午前10時39分

○委員長（八尋一男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君）　まず数の推移につきましてですけれども、上のグラフの数字でございますが、実際、年に2回、空き店舗の調査を不動産業者に対してやっておりまして、1年以上空いている店舗ということで調査をさせてもらっています。どんどん追加していくものですから、現状空いている数に対して、空き店舗の補助が申請されて交付決定されたら消えていくし、1年以上たった場合は増えていくということで、なかなかきちんと引き算で出るものではなく、推移があるということで捉えていただければと思うんですけれども。

もう一つ、数の目安につきましては、毎年新しく申請がある件数を、毎年5件で予算の積算をさせていただいております。今回こういうふうに広げた場合に何店舗増えるのかにつきましては、10月からの施行を考えておりますので、そこからの申請件数を踏まえて次年度以降の予算を検討したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　数字にこだわるようだけど、事務事業調査の令和8年度の当初は15店舗と書いてあったんですね。令和8年度の事務事業調査の表を見ると、令和8年度の予定は15店舗と、スタートが15店舗と書いてあるんですね、事業の対象。今この10月1日からここを増やしたことによって、その15店舗は変わらずに、令和7年度から残っているものが幾つあって、新しく六つ増えるというところで、結局、対象が今5店舗だというふうに、補助金としては5店舗なんだけど、その対象になるような件数はどれぐらいになっているのかという。

例えば10月1日にスタートしたときに何件が対象ぐらいになるのかというのは、それも

流動的だから分からないというのであればそうなのかも知れないんですけども、何かこだわるようだけど、事務事業評価のところでは15店舗になっているものが、今、現実どれぐらいになっているのか、新たに10月1日からこれが増えて、どれぐらいの件数が対象になっていくのかということがあったほうがいいのかなというのは思っています。

これまで、令和5年は12件が対象で、3件に補助事業をしている。令和6年は7件対象で、3件に補助をしている。令和7年は、もともと当初計画では15件だったけど、今ここでは7件になっているけど、5件に対して補助をしているというので言えば、半数ぐらいの補助をしていくと。じゃあ、今5件の予定がある、5件の予算を立てているというところは、何件を対象にした5件なのかというのがもう少し見えればいいのかということと、もう一つは、結局この事務事業評価を見ると、成果として上がっていないという、一番下のところに丸がついているんですね。上がっていないにもかかわらず、10月からこれを改善するために、こういうふうに対象を広げてやるんだということであればそうなんだけど、ただ、補助終了後の事業継続に向けた支援体制の課題があるということも書いてあるわけですよ。

今まで決算のときによくあったのは、補助が終わった後、そこが事業を継続しているのはどれぐらいですかというのが常に問われていて、それが補助終了後の事業継続に向けた支援体制をしっかりしないと、当初の3年間の補助が生かされないんじゃないかなというのが、決算のときの話、議会の意見だったと思うんですけども、今回、新たに地域を増やした上でこの事業を継続していくというのは、事業としては事業成果は上がっていないにもかかわらず、これを広げてやろうとするところの、今まで課題だと言っていたことが何か解消するようなもの、例えばその事業に補助をもらってお店を開いたところ、積極的にアピールするような行動をするから、そこだけに特化していいのかという話もあるかも知れないけれども、とにかくそこで空き店舗を解消するためには、市が積極的にホームページや何か、いろんなところでお知らせしてあげる、「新たにこういうお店が開きましたよ」とかいうことを広げつつ、この事業に参加してもらえるような、新たに開店意欲のある人を募る、あるいは開店した人を励ましてあげるような、事業継続に向けた支援体制ができるからこういうふうに関範囲を広げてやるのか、その辺を話していただけたらいいのかなと。

これはずっと決算のときにいつも話題になるところなんですよ、あとをどうするのかという話で。わざわざこういう範囲を広げてまでやろうとしている事業の意義は何なのか

というところで。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） まず意義でございますけれども、やはり中小企業が一番初めが一番きついというのがありまして、その2年間を家賃面で補助するというのがまず意義の一つでございます。

それから、実際これまで平成22年度から事業を進めてきておりましたけれども、実際に補助を受けて、現在でも継続して営業が続けられているのが約5割ということになっております。それを多く見るのか少なく見るかというのはいろいろ考え方はあるかとは思いますが、私どもとしてはなかなか起業して残る企業というのは非常に、3年見ても5年見ても残っているところが少ないという状況を鑑みますと、成果としては出ているのではないかと考えておるところでございます。

それから支援体制につきましては、まず創業される前につきましては、商工会と連携した創業塾のレッスンといいますか、技術を身につけていただくような支援をしていただくというのがまず創業前の支援でありまして、創業後の支援につきましては、市で用意しております中小企業融資制度による融資、貸付けの援助でございましたり、保証料の補助でございましたり、また、その店の中でしばらく営業されて生産性を上げたいなという方がおられて、生産性を上げるような機械を導入される場合には、固定資産税の一部減額というような支援措置もございますので、そういった制度をきちんと、この空き店舗補助金を使われた事業者に対しては丁寧に説明をさせていただいて、できるだけ継続できるような手だてを取っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 辻本委員のおっしゃることと質問がかぶっていますけど、そもそもこのお金を、店舗を借りたいということになって、それはありがたいことではあるんでしょうけど、先ほど言われたように、平成22年から始めて今残っているのは5割ということとは、極論を言うと事業失敗というところがあるんだろうと思うんですね。

最初その家賃を借りるとき審査があると思うんですけど、その審査のときに、例えば事業計画、商工会でお金を借りるときというのも、やっぱり事業計画をきちんと精査して、「これだったら大丈夫です」ということでお金を借りれるというシステムになっていると思うんです。だからこういう家賃補助にしても、先を見据えた事業というか、アドバイス

も大事でしょうし、一番最初の契約のときにきちんとアドバイスなり、計画というのもきちんと精査してもらうというのが一番大事かなと思うんですよね、継続してやるというふうに。まずスタートが、先ほどからも言われていますけど大事であるということであれば、これが本当に妥当な計画なのかとかいうのもきちんと調べる必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですかね。

○委員長（八尋一男君） 休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） 宮崎委員のおっしゃった最初のサポートの件でございますけれども、この空き店舗補助金が市役所に提出される前の段階で、商工会にその方が相談に行かれまして、資金計画、それから事業計画について綿密なやり取りをされた上で、事業性が成り立つものかというのを商工会と相談していただいた後に、市役所にその事業計画、資金計画を添付の上で、うちに申請をしていただいておりますので、そこにつきましては引き続ききちんとやっていきたいと考えております。

それから、サポートの市役所の融資制度の部分につきまして、融資が受けられるかにつきましては、市内の金融機関が融資計画あたり、事業計画あたりをきちんと確認の上で融資に進んでおりますので、そちらにつきましても引き続きやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 予算はどうやったかな、金の出どころは。やっぱりそういうんとは単費かな。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） はい、100%単費でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

私から1点ですけど、この補助金の額と、それから家賃の関係なんですけど、補助金は

ずっとそのまま同じような状態で、家賃は上がっていないのか、それとも家賃もずっと同じなのかという、その相関関係は分かりますかね。

課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） 申請者から出てきた家賃の契約書ですね、月間の幾らというところを持ってきていただきまして、それに基づいて補助の割合を掛けまして、補助率を決定しておるところでございまして……。 （「お店の家賃は上がるんじゃないと」と呼ぶ者あり）お店の家賃の上昇につきましては、正確な情報は持ち合わせておりません。

以上です。

○委員長（八尋一男君） もし分かるんだったら後ほどでも、「家賃はこういうふうに推移していますよ、補助は一定ですよ」となると、借りる人もだんだん厳しくなるんじゃないかというようなこともあるので、もしそういうデータがあるんだったら、後ほどでも結構ですから出してください。

○商工観光課長（渡邊成祐君） はい、分かりました。

○委員長（八尋一男君） ほかにございますか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 前、この補助金についてチラシだったかパンフレットだったか、自作の何か市が作ったやつをされていたと思うんですけど、今回も作られる予定なのかということを最後にお尋ねしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） 確認します。休憩をお願いします。

○委員長（八尋一男君） 休憩に入ります。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） チラシは年に2回作成しておりまして、公共施設を中心に配布をしておるところでございます。

○委員長（八尋一男君） 以上で質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

ここで所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務報告に入ります。

まず部長から出席職員の紹介をお願いしまして、内容の検討に入りたいと思います。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お疲れさまでございます。

説明員が入れ替わりましたので、紹介をさせていただきます。それぞれ紹介させます。

○上下水道工務課長（山田 学君） おはようございます。上下水道工務課長をしております山田学です。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） おはようございます。上下水道料金総務課長をしております永利です。よろしくお願いいたします。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） おはようございます。上下水道料金総務課で財務管理担当係長をしております勇川と申します。よろしくお願いいたします。

○水道担当係長（三浦 隆君） おはようございます。上下水道工務課水道担当係長をしています三浦といいます。よろしくお願いいたします。

○下水道担当係長（新山武志君） おはようございます。上下水道工務課下水道工務担当係長をしております新山です。よろしくお願いいたします。

○給排水担当係長（前川恒夫君） おはようございます。上下水道工務課給排水担当係長をしております前川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○料金担当係長（平嶋 亮君） 上下水道料金総務課料金担当係長の平嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） どうぞ御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしく申し上げます。

それでは、下水道経営戦略の改定について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） それでは所管事務報告、下水道事業経営戦略の

改定につきまして、概要を御説明申し上げます。

まず、本市の下水道事業経営戦略は、平成26年の総務省通知を受け、平成28年度に初めて策定いたしました。計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間と設定しております。令和7年度までで9年間が経過いたしますが、総務省からは、令和7年度までに経営戦略の改定率を100%にするよう要請されております。今回の改定は、この総務省の要請に応えるという目的に加え、現行計画が最終年度を迎えるに当たり、これまでの成果や、平成29年度以降の大きな社会情勢の変化を反映させるために作成したものでございます。

なお、本改定版の報告に当たり、資料といたしまして、筑紫野市下水道事業経営戦略の本編及びその概要版を提出しております。本日の御説明は、主に概要版に沿って説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

1、経営戦略の趣旨についてでございます。

本市の公共下水道は、昭和50年度の事業開始以来、都市の発展と市民の健康・環境保全を支える重要なインフラとして整備されてまいりました。ここで1ページ下部の公共下水道の人口普及率・水洗化率のグラフを御覧ください。本市の普及率は年々着実に右肩上がりで推移しており、令和6年度末の実績では、公共下水道の人口普及率が95.9%、水洗化率が98.7%と、非常に高い水準に達しております。この数値からお分かりいただけるとおり、これまでの大規模な建設事業はほぼ完了している状況にあります。

今後は、施設の老朽化、人口減少、生活様式の変化、物価上昇などの社会的変化に対応しながら、持続可能で安定した下水道サービスを提供していかなければなりません。こうした背景から、現行戦略が最終年度を迎えるに当たり、令和8年度から令和17年度までの10年間を期間とする経営戦略を策定いたしました。

続きまして、2ページを御覧ください。

2、下水道事業の現状と課題についてでございます。

本市の現状ですが、整備状況は高水準に達している一方、人口推計においては、2030年をピークに減少に転じる見込みです。また、管渠の老朽化率は0.14%と現在は低水準ですが、今後は法定耐用年数を超える資産が増加するとともに、敷設替えなどの更新費用の増加が予想されます。

財政面における令和6年度実績ですが、下水道使用料収入は15億2,000万円となっております。これに伴い経常収支比率は112.85%と黒字を維持しており、経費回収率について

も108.96%と、使用料収入によって経費をしっかりと賄えている状態でございます。

ここで2ページ中段の一般会計繰入金の推移のグラフを御覧ください。繰入金は平成28年度の約6億4,000万円から年々減少を続けており、直近の令和6年度実績では約3億8,000万円まで縮小しております。このように一般会計繰入金はグラフのとおり明確な減少傾向にあり、企業債償還額の減少に伴って今後も縮小する見込みでございます。

しかしながら、その下段にある企業債未償還元利残高及び償還額の実績と見通しのグラフに目を向けますと、今後の課題が見えてまいります。折れ線グラフで示された毎年度ごとの元利償還額は、令和5年度の約7億4,000万円から計画最終年度に向けて徐々に減少していく見通しであり、元利償還自体は順調に進んでいると言えます。その一方で、棒グラフが示す未償還元利残高については、令和12年度を底にして令和13年度以降は再び増加に転じる試算となっております。これは将来的な更新費用の増大や金利上昇の見込みにより、企業債の負担が将来的に再増加する可能性を示しており、財政面においては依然として油断できない状況でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

3、基本方針及び目標についてでございます。

こうした課題を踏まえ、本戦略では全ての利用者に衛生的で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供することを基本方針に掲げ、次の3点に注力してまいります。1、投資の合理化。老朽管や耐震管の整備を適切に進めるとともに、近年多発する局地的な集中豪雨などの異常気象に対応するため、雨水対策を推進してまいります。また、汚水処理方式の統合と未水洗化世帯への接続を促進してまいります。2、経営基盤の強化。組織体制の効率化を図るため、最新技術の導入や民間委託等の活用を検討するとともに、近隣自治体との外部連携を強化してまいります。3、資金管理・調達の安定的状況の維持。使用料水準を据え置くことで市民生活を守りつつ、計画終了まで黒字経営を維持してまいります。

次に、具体的な数値目標でございます。本戦略では三つの目標を掲げております。目標①収益的収支において黒字を継続する。計画終了時まで単年度の損益収支の黒字を継続します。目標②企業債残高の縮減。起債を償還額の範囲内に抑制し、令和17年度末までに企業債残高を50億円以下まで縮減します。目標③一般会計繰入金の抑制。独立採算制の原則に基づき、一般会計繰入金を計画終了時までに2億円を下回るよう抑制することを目指します。

次の4ページから7ページまでは、これらの目標の根拠となる令和5年度から令和17年

度までの投資・財政計画でございます。

まず、4 ページ、5 ページの収益的収支につきましては、収入面では人口減少を加味して使用収入を段階的に下振れをする形で算定し、支出面では物価高騰の影響を加味して算定しております。その結果、厳しい環境下ではありますが、計画の最終年度まで当年度純利益の黒字を維持できる見通しとなりました。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。こちらは資本的収支及び他会計繰入金についてでございます。資本的収支のうち企業債や国庫補助金につきましては、県が運営する流域建設負担金や国の国庫補助金の内示額が確定していないことから、令和8年度以降は毎年一律として試算を行っております。また支出についても、物価高騰の影響を反映させて、企業債の借入額を基に、将来の企業債償還金及び企業債残高を算定しております。他会計繰入金につきましては、7 ページの下段のとおり、企業債の元利償還額の減少に伴い、一般会計からの負担総額も減少していく見込みとなっております。

次に、8 ページをお開きください。本戦略の進捗管理についてでございます。

本戦略は、現在進めております第7次筑紫野市総合計画の最終年度の翌年度に当たる令和10年度に中間検証と見直しを行う予定としております。今後、経営状況や社会情勢に大きな変化が生じ、実績との乖離が著しい場合には速やかに戦略の改定を行い、柔軟に対応してまいります。

以上で、筑紫野市下水道経営戦略の説明を終わります。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。

ただいま説明を受けましたが、質疑がある方はありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君）　簡単に質問をいたします。いろいろと数値の変更はあろうかと思えますけども、前期の10年計画と比較しまして主立った変更点、それと投資の合理化のところに「未水洗化世帯への接続を促進していきます」というふうでございます。入っていらっしゃる場所に加入してくれというお願いをされると思うんですけども、これがどのくらいあるのか、それと、どのような方法で加入を促進していかれるのかをお示しをください。

以上です。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君）　前期計画との変更点なんですけども、主立った

内容といたしましては、先ほど御説明したとおり、まず資金計画について大きく変えております。今現在、物価高騰とかがありますので、そういったものを反映した状態の資金計画をまず1点、大きく変えております。あと水洗化率も大分、前期計画から比較しますと上がっておりますので、そういったところを反映させていただいております。大きくは資金計画関係をメインとして変えております。

次に、未接続への接続の促進なんですけども、これまでは広報での周知をはじめ、文書の送付や戸別訪問による下水道への接続のお願いを行っていたところでございます。未接続世帯の多くは、高齢化や経済的な事情あるいは建物の構造の理由など、様々な課題を抱えているケースがございます。こうした経済的な事情等に対しましては、筑紫野市水洗便所及び排水設備改造資金融資あっせん要綱に基づく融資制度の御案内や相談対応などを行うなどして、それぞれの個別事情に寄り添いながら、1世帯でも多くの接続の手続きを引き続き粘り強く取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 主に今の投資の合理化のところについてお尋ねするんですが、老朽管というところでは、その前の管渠の老朽化のところで「管渠老朽化率は0.14%と低水準」と書いてあって、こちらの投資の合理化のところには「老朽管や耐震管等の整備について」とある中で、この老朽管がそんなには低い、あるのは少しなだけどもというところでの、どういうふうに整備していくのかということと、耐震管の整備ですね、これは地震があったときなんかには一番心配されるところなので、耐震管等の整備についてどういうふうに考えておられるのかと、その次の雨水浸水対策ですね、これも筑紫野市もだんだん都市化が進んでいって、農地というか、まちが増えていくと浸透していく水がだんだん少なくなっていくというところで、河川があふれてくるような内水氾濫も起こりやすくなるんだけれども、都市化が進行している中で、雨水浸水対策はどんなふうなことを考えておられるのかという、この二つについてお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） まず耐震管の話になりますけども、こちらは一応国も、令和6年ですかね、石川県の能登半島地震が起こってから、そういった耐震にも力を入れなさいというところで、国、県、市町村ですね、順々に下りてきていますので、水道も含めてなんですけど、対応せざるを得ないのかなというところで今考えて、今後計画を

立てていくような形になっていきます。

続きまして、雨水浸水対策につきましては、土木課が去年、浸水のシミュレーションをされたかと思えますけども、それを基に農政課とか、うちも雨水幹線を持っておりますので、3課で今後の短期・中長期の計画を立てていくような形のイメージになってくると思います。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 管渠の敷設替え等の更新費用が増加するということですけども、この更新計画はまだ前の分ですか。新たにこういうものをつくられるわけですかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 今、ストックマネジメント計画というのを立てて更新をしていっているような形で、大体3億円あたりで工事をしていきたいと考えているところなんですけど、国の補助金がなかなか、どういうことか私たちも分からないんですけど、つかないという現状がございます。なので、その補助金のつき具合によって大分、その工事の内容も毎年毎年変わってくるような形になりますので、そこら辺を御理解の上、今後とも私どもの工事を着実に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと考えております。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き、所管事務調査に入ります。

市内上水道管の劣化等の現状について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 調査事項、市内上水管の劣化等の現状について御説明させていただきます。

目的です。①全国各地で水道管の劣化が報道されているが、筑紫野市内の水道管がどのような状況にあるか調査。②ライフラインとして最重要である飲料水の供給に不具合が発生しないよう、水道管の現状を把握し、点検・改修計画を検証する。資料要求、市内水道管の状況が分かる路線図等、点検・整備計画となっております。

資料の2ページを御覧ください。

初めに、目的の①筑紫野市内の水道管がどのような状況にあるかについて説明させていただきます。図面は、現在進めております第1期・第2期老朽管更新計画の対象になっている、昭和61年以前に整備された水道管の路線図となっております。延長としましては、黒色、緑色、青色、赤色合わせまして、総延長約110キロメートルあります。凡例を図面につけてありますが、現状としましては、黒色は既に入替え工事を行い、完了している箇所となります。約40キロメートルが完了しているところです。

3 ページを御覧ください。

これについては、令和7年度末までに第1期・第2期老朽管更新基本計画において、どの程度完了しているかを示している資料です。①は対象延長で110キロメートルです。②は令和6年度末までの更新済み延長です。③は令和7年度の更新延長として工事を約2.1キロメートル行っておりまして、その結果、④令和7年度末現在の更新率としては、一番右に数字を四角で囲んだ37.1%となっております。

次の4ページに、この令和7年度に工事を行った箇所の図面を添付しております。この7年度末の完了を含めた約110キロメートル中、約40キロが現在完了しているということです。

2 ページにお戻りください。

次に、目的の②今後の整備計画について説明させていただきます。現在は、令和5年度から令和14年度までの10年計画を立てており、その計画で14年度までの工事箇所を決めて、順次進めているところです。令和8年度から令和11年度においては緑色で示した箇所、これは約3キロメートルほどございます。続きまして、令和12年度から令和14年度までにおいては青色で示した箇所、約5キロメートルを計画しているところです。令和14年度までには、第1期・第2期老朽管更新基本計画に存在する重要管の入替えは完了する予定で現在進めているところです。

また、次のステップになりますが、第3期老朽管更新基本計画を令和13年度までには計画の立案をしたいと考えております。この計画には、第1期・第2期老朽管更新基本計画で完了していない分、赤色の線になりますが、これも合わせた上で優先順位を検討し、令和15年度からは3期老朽管更新基本計画の下、老朽管更新工事を進めていきたいと考えているところです。

5 ページを御覧ください。

目的の②点検について説明させていただきます。以前、漏水箇所の点検として、漏水箇

所の疑いがある箇所を把握するための人工衛星を利用した水道管の点検を行っております。この人工衛星による点検につきましては、市内水道管が存在するエリアにおきまして、1か所当たり半径約100メートルの円に振り分けた上で、人工衛星を使って漏水の疑いがある箇所を把握した調査です。その結果として、半径100メートルに振り分けたエリア120か所において漏水が疑われたことから、その疑われたエリアにおいて、その後の調査として、歩いてかすかに漏れる音を検知する調査を行っております。その結果、22か所の漏水箇所を特定することができております。この22か所の漏水箇所につきましては、既に全箇所対応しているところでございます。

6 ページを御覧ください。

赤い丸線が半径100メートルの円となります。これが衛星調査により漏水の疑いがあった120か所でございます。その赤い丸線の中に赤い点で示している箇所があると思いますが、これが歩いての調査による、水が漏れている音を検知する調査で、実際に漏水が判明した箇所となります。これが22か所です。疑われた箇所について、その後の対応としましては、基本的には私ども職員が現場に出る際には、道路に水がしみ出ていないかとか、舗装がたわんでいないかとか、そういったところを注意しながら、現場の行き帰りなどにおいて確認をさせてもらっているところですけど、この人工衛星による点検で漏水の可能性のある120か所の範囲におきましては特に重要視しながら、水がしみ出ていないかなどの確認を継続的に行っているところでございまして、見つけることができれば当然、早急に対応するところで考えているところでございます。

以上、市内上水管の劣化等の現状についての説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ありがとうございます。何かすごい丁寧な資料が出てきたなと思って。まず、2 ページ目の老朽管更新計画図のところで、更新済みの40キロメートルの済んでいるというところですね、これはむさしヶ丘とみかさ台団地だと思うんですが、これは何年に更新というか、何年度に終わったんでしょうかね。もともと、この図そのものが昭和61年以前に整備された管渠というところで、今現在から年数を数えて65年前の図のところで老朽管というのを言われているんですけど、この新しいほうでいくと、駅前通りの団地から下ですね、いわゆるニュータウンのところが何年ぐらいに更新予定というふ

うに、先の計画とかいうのはこれ以上はないというところですね。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○水道担当係長（三浦 隆君） まず一つ目の御質問で、むさしヶ丘団地とみかさ台団地、この辺りの更新をいつ行われたかというところでございますが、すみません、はっきりした年代は控えていませんが、おおむね平成25年から平成27、28年ぐらいだと記憶しております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それと、筑紫駅前通りのところ辺につきましては、赤でまだ令和15年度以降更新予定としておりますけれども、次のステップとしての3期老朽級管更新計画、これとガッチャンコして、どれを優先していくのかというのを、その計画の中で十分吟味した上で、その後、優先順位を決めて対応していきたいと考えているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この老朽管更新計画図に載っているということは老朽管なんだろうというところで、じゃあ、載っていない、さっき言ったニュータウンのところ、例えば美しが丘の北・南、光が丘、この辺りが敷設されたのは平成3年ぐらいからの事業で、順番にされていたと思うんですけれども、それはまだ老朽管とはみなさないというふうに考えてよろしいんですか。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○水道担当係長（三浦 隆君） 議員おっしゃるとおり、法定耐用年数の40年が経過しておりませんので、老朽管とはみなしておりません。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに。副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 以前、衛星調査についてはお尋ねしたことがあったと思うんですけど、海外のイスラエルがやっているやつとか、JAXAの子会社のやっている宇宙水道局の事業とか、衛星調査もいろいろあると思うんですけど、歩いてするのに比べて、この衛星調査はやっぱりコストの面というか、コスト削減とか効率的なことにはつながったのかということが1点目と、2点目が、先ほど言われていたように、この衛星で見つかったところはやっぱり人の調査、音響調査でチェックして実際に見つかった箇所と、そ

うじゃないところの丸のところは、やっぱりリスクが高いということで認識しているという
ことでよろしいのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） コスト面で言えば安価にできたとは考えております。
申し訳ありません、もう一度よろしいですか、音響……。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 衛星調査で分かった丸の箇所、今回実際に見つかったところ
以外の丸のところというのは、リスクが高い、今後漏水が起き得る可能性が高いとして
注視すると言われていたという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そうですね、そう考えてもらって結構かと思います。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き、所管事務調査に入ります。

筑紫野市水道事業及び下水道事業資金管理運用方針に基づく資金年間運用計画について、
執行部から報告をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） それでは、筑紫野市水道事業及び下水道事業資
金管理運用方針に基づく資金年間運用計画について、御説明を申し上げます。

水道事業会計及び下水道事業会計における保管資金につきましては、公金の確実かつ効
率的な管理運用を図るため、筑紫野市水道事業及び下水道事業資金管理運用方針に基づき、
元本確保の確実性と支払準備に支障を来さない、流動性の確保を最優先とした上で適切な
管理に努めているところでございます。なお、この基本方針の根拠となります筑紫野市水
道事業及び下水道事業資金管理運用方針につきましては、後ほど御確認をお願いいたしま
す。

それでは、本方針に基づき策定いたしました令和7年度及び令和8年度の資金年間運用
計画並びに直近の運用実績につきましては、一括して御説明申し上げます。

まず、水道事業会計についてでございます。令和7年度資金運用計画につきましては、
新たな資金運用を行っておりません。これは本方針が定める安全性及び流動性を確保する

観点から、今後の施設更新費用などに伴う資金需要を勘案し、当年度の新たな長期運用は見送ったものでございます。

次に、これまでの運用実績でございます。本方針第8に定める元本の償還及び利息の支払いが確実な債権として、令和6年6月に地方公共団体金融機構債の5年債を購入し、利率年0.638%にて中長期運用を行っており、令和11年6月の償還期限まで保有することとしております。運用額は2億円であり、令和6年12月末現在の累計利払額は35万206円となっております。

続きまして、令和8年度の資金運用計画につきましても、先ほどと同様の理由により新たな長期運用は見送ることとしております。令和7年12月末の時点の運用実績につきましては、運用内容等の変更はございませんが、月末現在の累計利払額は162万6,206円に達しております。

次に、下水道事業会計についてでございます。下水道事業会計における令和7年度及び令和8年度の資金運用計画につきましては、新たな長期運用の予定はなしとしております。これは下水道事業が一般会計からの繰入金を財源として運営しているという現状を重く受け止め、財政規律及び道義的な観点から、利得を目的とした再検討による中長期の投資的運用は行うべきではないと判断したことによるものでございます。これに伴い、令和6年12月末現在及び令和7年12月末現在における運用実績につきましても、ともに該当なし、実績額はゼロ円となっております。今後とも市場動向や資金状況を注視しつつ、安全確実な資金管理に努めてまいります。

なお、今回の資金運用状況に関しまして、監査委員より、金利動向の変化を踏まえ、少しでも金利のつく短期の定期預金に預け入れなどして、より効果的な資金管理に努めるべきではないかとの御指摘をいただいているところでございます。この御指摘を受け止め、今後は水道事業、下水道事業ともに預入先となる各金融機関の安全性を十分調査し、日々の支払準備に支障を来さない範囲を見極めた上で、数か月間程度の単位の短期定期預金へ振り替えるなどの効率的な運用手法を検討、実施してまいりたいと考えております。

以上、水道事業及び下水道事業資金の年間計画及び実績についての御説明を終わります。以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　今回この調査をお願いするようになったのは、水道事業及び下

水道事業資金管理運用方針をたまたま読み直してみて、毎年度見直すものとするというのを読んで、ああ、そういえば毎年そういうことをチェックしていなかったなということで、出していただきました。

それと、この運用計画によるとですね、今、監査からの意見があったということで大体分かったんですが、5年債で0.638%という年利がね、今の時期に適切なのかなと思ったのでお尋ねしようと思いましたが、監査からもそういうふうな意見があったというところで、具体的には、この地方公共団体金融機構債というのは、ここを使わなければならないのかということと、新たに別のところで利率のいいところを考えなさいということが監査から言われたのかということでの判断を、どのようにされるのかなというのをお尋ねしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） 有価証券、債権の購入ですね。まず、去年の6月議会でも御説明したんですけども、この水道事業ですね、まずもって購入先は地方公共団体機構といいまして、こちらが日本の全ての都道府県と市区町村から出資を受けた公的機関になっておりますので、こちらが債券を発行して、各地の地方自治体に融資という形で資金を交付するという形で、今回、令和6年6月に購入をしたんですけども、今後はそういった利息、そういうのも加味しながら、当然、先ほど御説明したんですけども、水道事業と下水道事業は結構多額の更新費用が出てきますので、そういった資金繰りを確認しながら、最適な債権、そういうのを購入していきたいと、検討していきたいとは思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 先ほどの市内上水管劣化等の状況の分で、辻本委員から御質問がありました、むさしヶ丘の分の工事期間についてなんですけれども、平成27年から平成29年。それと、みかさ台が平成31年から令和2年に行っているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 法定で40年以上たったものが老朽管チェックということになるのであれば、年数を足し算してみたら、間もなく来るんじゃないかなという。きっかけはですね、去年、美しが丘北の住宅の角地のところで漏水がありましたよね。あれを見た美しが丘の住民が、「こういうのってきちんとチェックしているんでしょうかね」と聞かれて、ああ、そういえばここはニュータウンだから、まだあまりしていませんよねと。それまでに幾つも漏水管チェックの進行表を見たら、漏水管更新計画についてというのを随分前から出していただいていたいて、30%ぐらいの更新ですよという話までをしたんだけど、「じゃあ、ニュータウンっていつ頃チェックがされるんですか」ということを言われて、ああ、それは分からないなと思って、今回調査をすることになったんですが、大体、さっき言いましたがニュータウンは平成3年から平成4年、あの辺りから敷設が始まって、今、まちがずっと増えていっていると。平成2年から40年を足したら平成43年ぐらい。平成43年というと、つまりは令和12、13年になるということ言えば、今もう令和8年だから、あと5年ぐらいで老朽管の対象になっていくというような計算でいいんでしょうか。さっき自分で計算してみたらそれぐらいになったんですけど、それぐらいで。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それもありますけど、法定耐用年数40年で、今まで第1期・第2期の方向を考えていったところでございます。それでいろいろ、ほかの自治体とか国とか県とかそういったところも、本当に40年というのが、あくまで法定耐用年数40年というところがありますけども、実際、私たちが工事で現場を掘ってやっていったときに、結構40年たっていてもまだ全然大丈夫だよねというのが中にはあるんですね。だからそこら辺、土質とかそういった関係も出てくるかと思えますけども、今は40年じゃなくてもいいんじゃないかなという意見も国とかから出てきていますので、そこら辺は第3期老朽管の計画を立てるときにも、ばしっと、やっぱりお金の面とかも考えていかないといけないので、計画を立てて、法定耐用年数は40年だけど50年でやるんだとか、例えばですけど、そういったところを考えていきたいなと考えています。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

以上で質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩をいたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時47分

再開 午後 1 時00分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介を部長からお願いいたします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お疲れさまでございます。

説明員が替わりましたので紹介させていただきます。

環境課長の益永です。

○環境課長（益永 晃君） 益永です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 係長の中村でございます。

○環境保全・廃棄物担当係長（中村義弘君） 中村です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） よろしくお願ひします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、水質調査等の結果について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 皆さん、お疲れさまでございます。

令和 8 年度第 3 回筑紫野市議会定例会の建設環境常任委員会、二つ、所管事務報告として水質調査等の結果について、また所管事務調査資料として狂犬病ワクチン接種率についてということです。

まず、次のページからになりますけれども、水質調査等の結果についてでございます。

今回、水質調査の結果が令和 8 年 1 月から令和 8 年 3 月の 3 月分となっております。

次のページ、水質検査箇所図となっております。こちらについては特に変更はございません。

次のページ、水質検査についていろんな根拠法令、また環境基準等を書かせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

先ほど通知を出させていただきましたが、今回の調査期間が 1 月から 3 月ということになっておりまして、表が四つありますが、2 段目の表、令和 8 年の 1 月からの分の調査結果の報告をさせていただきます。なお、こちらの要監視項目の中で指針値を超えておりますものについて、黄色でマーカーをさせていただきます。

令和8年の1月から申し上げますと、全マンガンでございますが、①のS t -12”、そして⑤のS t -19”、そして⑨のS t -11’、こちらが0.2ミリigramパーリットルに対し0.30ミリigramパーリットルとなっております。またウランにつきましては、①のS t -12”についてが0.002ミリigramパーリットルに対し0.0088ミリigramパーリットル、また⑨のS t -11’についてが0.0032ミリigramパーリットルとなっております。ああ、すみません、こちらのBODについては基準を満たしており、マーカーは誤りとなっております。

調査日、2月13日の2月分でございます。全マンガン、①のS t -12”においてが0.40ミリigramパーリットル、⑤のS t -19”についてが0.30ミリigramパーリットルとなっております。そしてウランについてでございますが、①のS t -12”においてが0.0099ミリigramパーリットル、⑨のS t -11’が0.0040ミリigramパーリットルとなっております。

そして3月分でございますが、令和8年3月4日に実施をしております。まず全マンガンでございますが、①のS t -12”に対しては0.30ミリigramパーリットル、そしてウランでございます、①のS t -12”においては0.0071ミリigramパーリットル、そして⑨のS t -11’においてが0.0036ミリigramパーリットルとなっているところでございます。

調査結果は以上でございますが、前回の委員会のときに、一番右のBODが⑨のS t -11’のみ検査が行われていることについて、委員会の中で御説明申し上げておりませんでしたので、この場で補足で説明をさせていただきます。

これらの毎月行っている検査については、現在、水質検査は市で実施をしておりますけれども、以前は山神水道企業団で実施していた経緯がございます。その当初から、山神でも毎月の水質検査は、BODについてはS t -11’のみ行っているところでございます。こちらのBODについては、水の汚れを数値で示しているところでありますけれども、検査項目の中にCODも入っておりますので、十分な結果が見て分かるころだと思いますけれども、このS t -11’においても念のためにBODを1か所、この⑨の検査箇所だけは念を入れて行っていたという経緯があったというようなことがありましたので、追加で説明をさせていただきます。

次のページになります。こちらが平等寺地区の産廃処分場の周辺の水質調査となっております。毎年5月と2月に実施を行っているところでございます。今回2月分の実施結果が出てきておりますので、御報告申し上げます。

一番左の列からが項目となっております。それぞれの次の列が基準等になっておりまして、基準にも数値と、その横に①から④の数字がありますが、それぞれが法律で定められた、①に対してが、人の健康の保護に関する環境基準ということで検査項目が定められております。②においても、生活環境の保全に関する環境基準（河川B類型）というのに準じて検査を行っております。③においてが、これが安定型最終処分場の廃止の技術上の基準ということで、こちらにも定められた項目になっており、④が水質汚濁防止法に基づき、全ての水域の特定事業場に適用される排出基準ということで、表の一番下に、①から④のそれぞれの項目についての環境基準を書かせていただいております。

その後に単位がありまして、①から⑥、そしてA対照点と、列ごとに検査結果を示させていただいておりますが、おおむねというか、水質自体、環境基準を上回る数値は出ていなかったところがございますので、報告をいたします。

次のページが福岡県の水質調査等の結果になっております。こちら令和8年の1月から3月分となっております。福岡県の水質検査箇所図を衛星写真で書かせていただいている分と、次の分が場内の水質・ガスモニタリングの地点となっております。水質8か所、ガスの調査地点が5か所となっております。

そして、こちらの県の検査結果を折れ線グラフに加工しているのが、産興場内のCODの分でございます。こちらについてが、安定処分場の浸透水の維持管理基準が40ミリグラムパーリットルとなっており、令和7年度の最後の3月、1月・2月・3月については管理基準を下回っているところがございます。

次のページ、産興場外のCODでございますが、こちらも1月・2月・3月分については例年の同レベルの基準になっているところがございます。

飛びますけれども、産興場内のBODでございます。こちらについては直近5か年分を示させていただいておりますが、安定型処分場の廃止基準として20ミリグラムパーリットル以下となっており、折れ線上の20のところに入っているところがございます。1月から3月においては、その廃止基準の数値を下回っているところがございます。

次のページ、産興場外のBODでございます。こちらについては、生活環境の保全に関する環境基準、河川B類型の場合は3ミリグラムパーリットル以下となっており、1月・2月・3月においては、こちらの数値を下回っているところがございます。

続きまして、硫化水素の調査結果でございます。最近の年度の方で言うと、令和7年度においては発生が令和7年度を通して少ない状況にあったところがございます。それから

先の分については、県の数値での調査結果、1月から3月分となっております、その次がガス調査結果となっておりますのでございます。

通知を出させていただきましたけれども、受託廃棄物の搬出状況、1月から3月分となっております。汚泥については73立米の排出がなされており、廃石膏等においても3月の間で5立米の排出がなされており、合計の累計として1万2,421立米、数量としては65.2トンでございます。こちらについては県の資料となっております、数量については、マニフェストに記載されているものをそれぞれ集計したものとなっております。

続きまして、次のページになりますが、筑紫野市の環境調査の結果についてでございます。令和7年度分となっております。

こちらについてでございますが、調査の目的を読ませていただくと、山神ダムの約1.2キロメートル上流の平等寺地区の産業廃棄物処分場から流出する浸出水による水質、そして底質、底生動物の現状を把握することを目的として実施したものでありまして、こちらの検査は3年に1回実施をしております。

調査時期と調査内容についてでございます。年4回、5月と8月と11月、そして令和8年の2月に実施を行っております。調査内容でございますが、例年を通して水質、底生動物の調査を行うとともに、8月に対しては底質、そしてダイオキシン類の調査を併せて実施をしております。

調査箇所でございますが、R-1からR-4までございまして、R-1が山神ダム流入点の上流、R-2が2期処分場の下流、そしてR-3が1期処分場の下流、そしてR-4が対照地点ということで、この4か所調査をしております。

次のページになりますが、水質調査の結果になっております。こちらについては、生活環境の保全に関する環境基準というものがございまして、こちらについては5項目及びその他の項目として挙げております。

概略版の報告内容でございますが、これらの四つについて、河川環境基準のB類型と言われるものと比較すると、生物化学的酸素要求量、BODですね、またそれと農業用の水質と比較すると、水素イオン濃度や全窒素、電気伝導率が基準を超過する月がありました。しかしながら、過去の最大値を超過することはなかったこと、また、経年的に過年度の変動の範囲が低下傾向にあったことが読み取られます。表のそれぞれの内容については省略をさせていただきます。

次のページになりますが、水質調査結果のうちの人の健康の保護に関する環境基準、こ

れが27項目ございます。こちらの項目について検出された項目は、過去の結果と同様に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、そしてフッ素及びホウ素、この分でございますが、3項目とも環境基準を満足をしていたところでございます。経年的には、過年度の変動の範囲が低下傾向にあったというようなことでございます。それらの3表の折れ線グラフを示させていただきます。

次のページになります。次が底質でございます。底質の調査結果でございますが、土壤の汚染に係る環境基準、これは29項目ありますが、全て適合していたというような結果が出ております。また、蛍光X線の試験結果、これは何かというと、土壤の中にどんな元素がどれくらい含まれているかを素早く知るための分析方法となっておりますが、その結果、当該地点の底質は花崗岩が風化して形成される真砂土と考えられたという結果が出ております。また、含有量の試験結果の中では、過去の結果と同様に、R-2のマンガンが他の地点に比べ高い値を示していたというところになります。

そして、次のページが底生動物調査結果になります。これは河川や湖沼に生息する指標の生物を種類や数を調べて、水の汚れの程度を評価する方法として参考にする調査内容となっております。その底生動物による生物学的水質判定の結果、年間を通じると、ベッカー-津田α法、これは生物学的水質判定方法の一つの名称になります、それらがR-2、R-3、R-4が少し汚い水となった。また、種類数、個体数ともにR-1が最も多かった。個体数による優占種はR-1でニッポンヨコエビ、そしてR-2で厚環帯目、これはミミズ類になっています。R-3でニッポンヨコエビ、R-4でFコカゲロウとなっております。

これらを見てみると、R-1、R-3ではきれいな水といった判定が多く、R-2、R-4では少し汚いといった判定が多く見られております。判定の基準が四つに分かれておりまして、きれい・少し汚い・汚い・大変汚いと、そういった中身で折れ線グラフがなされており、経年の推移がこのグラフで分かるところでございます。

そして、ダイオキシン類の調査結果でございますが、下記にR-2、R-3で調査した結果を掲載させていただいています。水質、底質ともに環境基準を満たしておりまして、経年的に見ると水質、底質ともに平成19年から環境基準の半分以下の値になっており、良好な状況を保っている状況でございます。

以上、調査報告の内容について終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はあり

ませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 基本的なことからお尋ねをいたします。筑紫野市の水質調査の中で、記号の中でダッシュ、ダッシュ 1、ワンダッシュ、ツーダッシュがありますよね。それと県の調査の中で、Bという表示がありますよね。頭文字でBがついているのがありますよね。このそれぞれの意味合い。

それと、昨年もお尋ねしましたが、産業廃棄物関係の会議の中で、ウランとマンガンの値が一定高い数値になっているけれども、これの原因の見解が何か出ていないのかといった質問があつてございまして、これに対する現段階での見解をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時20分

再開 午後 1 時21分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○環境課長（益永 晃君） ダッシュがついている調査箇所図においては、例えば浸透水の排出箇所が、今までであれば水処理を行っていた箇所だけを調査をしていたけれども、水処理を実際にしなくなってそのまま排出するようになった場合には、その排出している出口、ここがダブルクォーテーションというか、ダッシュが二つついたような形の事例は聞いたことがありますので、それぞれ近いところで検査箇所図がいろんな事象によって変わっていつているというようなことは聞き及んでおります。

あと、場内のBの項目であつたりしているところというのは、BはボーリングのBというふうに聞いております。

あと、本市におけるウランとマンガン自体が、例年のように高い基準で推移をしているというようなことであります。県にもその辺りで聞いたことがありますけど、市の検査結果についてコメントすることは差し控えていただきたいということは言われてはいました。また、その高いこと自体は認識しておりますので、これ以上の右肩上がりになるようなことがないように、県も我々の報告に基づき、しっかりと注視しておりますというような、以前からの事務レベル等の話の中でそういった話は聞いておりましたので、これが原因と

かいうことは私どもとしては聞いてはおりません。聞いておりませんというか、答えはいただいてはおりません。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 檜木さんがされた質問についてですけど、S t-11' とかS t-12" が、ちょんちょんとだんだん変わっていつているということがなぜなのかということ言えば、一等最初のS t-11'、S t-12" がどこにあったのかという、もう一回図面を整理して、調査地点がどう変わっていったのかということが分かるようにやってもらってもいいのかなというふうには思っています。なかなかその場所だけを聞くとその変遷が分からないという、もともとこうだったというところで、今のS t-11とS t-11'、S t-11" というところを、何で変わってきたのかということ、経過ということ言えば、もう一度確認しておく必要があるのかなというのを、質問と答えを聞いて思いました。

私、今日の質問は、今日のページ数が全部ばらばらなので分かりにくいんですけど、ページ数を打っていないので。最初のいろんな水質検査について、一覧表になっているきれいなカラーのページの次から始まる、平等寺地区産廃処分場直下水質調査というところの表ですね、4月、5月、6月と順番になっていって、結局そのS t-11' のところが、全マンガンもそうだし、ウランもそうだし、何か数字が大きくなっていって、黄色のマーカーが増えていつているなという気がするんですね。このS t-11' がなぜこういう状況にあるのかということ、これを県に確認してもらってもいいのかなというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうかね。なぜS t-11' で数値が上がっていつているのか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） そうですね、あと独自でもいろいろ、2か年ぐらい遡って、ウランもマンガンも経緯を見させていただいておりましたが、おおむね山のように、水が少ないときが大きくなっているかなというふうな、事務的なレベルでの推測はできるんですけど、まあ、我々は知見を持ち合わせておりませんので、そうした内容については、今回こういったマンガンやウランが高いということをもう一度再認識をしていただくように、また県にも報告の機会がございますので、そのときにしっかりと答えがいただけるように頑張ってまいりたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 続きまして、受託廃棄物の処理量でございます。令和7年度が近年の処理量に比べまして、非常に、3月に数量が73立方メートルと5立方メートルと慌て出されたのかなという気がするんですけども、出された量が例年よりは少ない。これの何か見解のようなもの、それと県に対しての要望をお願いしたいということで、お願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 令和7年度においてが、なかなか受託廃棄物の搬出がなくて、こちらもピリピリしていたところもあるんですけども、3月になってやっと汚泥が73立米、かなり量は出ているなという感じは思います。73立米ですので、かなり費用は汚泥でかかっているんじゃないかなとは思いますが、それに併せて廃石膏も出てきておりますが、例年通じて指導し、最後の最後で繰り上げるような感じじゃなくて、計画的に搬出ができるような形であればいいと思いますので、その辺りで搬出できたことは県も評価したいと思いますが、さらなる搬出について、私どもも努めていくように、しっかりと訴えてまいろうと思っております。ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 関連してですけど、この受託廃棄物のこれまでの経過も分かるように、この令和7年度のここだけではなくて、今までもうちちょっとびちっとA4サイズできちんと書いていただいていたのに、今回ここだけだと、もうこれだけで終わりなのかと思ってしまうんですけど、実はまだほかにもあるような気がするんですよ。

だから、前まで頂いていた資料とこれとを合体させたような資料、これは県の資料ですと言われたので加工はできないのかも分からないですけど、これはこれ、オリジナルはこれとして、筑紫野市において分かりやすく、これまでの資料とこの令和7年度分を合体させたような資料を作っておくのがいいんじゃないかなと。経過も分かるし、今残量がどれぐらいなのかとかいうのも分かるので、新たに見やすい一覧のような感じの表は作っていただけないのか、お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 先ほど辻本委員が言われたとおり、県の資料ですので、その辺りの要求というか、私たちが数字をいじることはできないと思うんですけども、受託廃棄物の搬出状況は、年度別にはどれぐらいの量でどのようなものを搬出しているかというものはありますので、次回にそれが示せて、最終的には累計が出るというような形に

なっていますので、そちらをお示しさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　お願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君）　質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き、所管事務調査に入ります。

狂犬病ワクチン接種率について、報告をお願いします。

課長。

○環境課長（益永　晃君）　それでは、所管事務調査になります。狂犬病ワクチン予防接種についてでございます。

まず、概要から御説明申し上げます。狂犬病予防注射とっております。

こちらの公的根拠、法的根拠につきましては、狂犬病予防法第5条に基づきまして、生後91日以上の子犬の所有者は、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられております。

集団注射の実施時期でございますが、狂犬病予防法の施行規則がございまして、原則として4月1日から6月30日までの間に実施をするようにということになっております。本市においては、市内15会場、こちらを4日間で巡回をいたしまして、集団注射を実施しております。

また、集団注射以外でございますが、その他の実施方法といたしまして、市内外の狂犬病予防の資材の預託先というのが、動物病院が28か所ございまして、こちらでも接種が可能でございます。こちらについては通年注射ができるところでございます。

そして料金でございますが、狂犬病の予防集団注射の場合を書いております。注射のみが3,150円となっております、そのうち注射済票の交付分として550円頂いておるところでございます。

過去5年間の注射率の推移でございます。一番新しい7年度から令和3年度までの登録頭数、注射接種数、そして分母から分子で除した注射率をそれぞれで出しております。最新分で言うと、令和7年度、登録頭数は5,461頭、注射接種数は3,622頭となっております、66.3%が注射率となっております。

また、過去3か年分の筑紫地区の5市の注射率及び、一番右側に県の平均を書かせていただいております。自治体分の最新分が出ているのは令和6年度となっておりますので、

過去3年分、令和4年から6年までの注射率をお示ししております。筑紫野市が令和4年度75.0%となっておりまして、令和5年が67.6%、令和6年度が65.7%となっており、以下、筑紫地区の4市の注射率もお示しをさせていただいております。令和6年度で言うと筑紫野市が65.7%でしたが、県の平均で言うと58.7%となっておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

報告を受けましたが、質疑がある方はありますか。

私から1件ですが、県が58.7%ということで、全国よりも物すごく低いんですよね、これ。これについて、県が低いから筑紫野市もいいということじゃなくて、全国平均は80%ぐらいあると思うんですけど、これについてどういうふうに接種率を上げていこうかと。いや、もうこれでいいんだというような認識ですかね。その辺の見解をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 県平均58.7%、筑紫野市で言うと65.7%、先ほど説明申し上げましたけども、筑紫野市が今は大体17位ぐらいでございました。

分析なんですけれども、一つ、全国的な内容なんですけども、令和4年の6月から改正動物愛護管理法というのが施行されまして、いわゆるマイクロチップが義務づけられたところがございます。今までであれば、犬の鑑札を申請して鑑札証を渡す、申請になっていましたが、マイクロチップが入ったことにより、分母がちょっと大きくなっている傾向にはあるところがございます。

過去5年間の筑紫野市の注射率の推移を見ていただけたらと思いますが、大体、注射を打っているのが3,500頭強ぐらいを推移しているところがございます。この頭数確保は努めていきたいと思いますが、あとは分母の整理を今後課題するのも一つ考察をしているところがございます。

どうしても犬の登録頭数、要するに犬が市外に転出しました、また犬が亡くなりました、その辺りの届出がないまま、そのまま分母が、頭数が削減されないというようなところもありますので、まあ大体、自動的とまでは言わないんですけども、運用上、書状をやるところもあるんですけど、頭数自体、もう少し整理をする必要があるのではないかという、所管課としては課題を持っているところでもありますので、今回所管事務調査を受けましたので、この辺り、できる限り現状の頭数に合わせていけるために、いろんなケースを考

慮いたしまして、その分ルールづくりというか、もう少しシビアな現状の頭数把握に努められるようにやっていきたいなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 1 時38分

再開 午後 1 時38分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

部長、お願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 商工観光課の分の調査の分で、賃料がどのくらい上がっているのかという質疑がありましたので、説明させていただきます。

2024年から25年で、九州地方なんです、これが日本不動産研究所の調べによりますと0.7%程度、2010年から2025年、約15年間で8.4%ぐらいの賃料が上がっているということ、指標が出ておりますので、1%に満たないぐらいの額が今上がってきていますよというので、分かっていただけだと思います。

それから、もう一点よろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） はい。

○環境経済部長（平嶋顕治君） あと宮崎委員から、生存率というか、業者さんがどのくらい残っているのかというので、約5割ですよということでお話をしていたんですが、正確に言うと44件の申請があって、今24件の事業者さんが残っております。

これが経産省中小企業庁のデータからいきますと、1年ぐらいでやめられる方というのが約5%程度、95%の方が残っておりますよと。3年の場合、3年後に経過すると37%から50%の方がやめられますというのが残っています。それで5年後ですね、5年後になると約60%の方がやめられるということで、40%の方が残るという形で、それが10年後になると、10年から約26%が残っていますという話になりますと、私どもは平成22年からこの

事業をやっている、10年間経過した方だけでも、10年以上、約16年ぐらいやっているんですけど、その方たちだけでも24件中10件の方が10年以上されているということで、かなり高い確率でまだ起業されているということですから、その辺、報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。この件はよろしいですね。

それでは、所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 1 時41分

再開 午後 1 時42分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管部が入れ替わりましたので、部長の挨拶の後、職員の紹介もお願いいたします。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） お疲れさまです。建設部の深見でございます。よろしくお願いいたします。長時間の御審査お疲れさまでございます。

本日、建設部につきましては、所管事務報告が1件、所管事務調査が1件ございますので、御審議をよろしくお願いいたします。

それでは、管理保全課担当職員が参っておりますので、自己紹介いたします。

○管理保全課長（中村昭治君） 管理保全課課長、中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○管理担当係長（牟田幸世君） 管理保全課管理担当、牟田と申します。よろしくお願いいたします。

○建設部長（深見勝彦君） よろしくお願ひします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、J R原田駅前広場について、執行部より報告をお願いいたします。

課長。

○管理保全課長（中村昭治君） それでは、J R原田駅前広場について御説明をさせていただきます。

資料2ページを御覧ください。

こちらは今年の5月、平日なんですけど、19時頃、夜の7時頃にロータリーの送迎車両

の状況を撮影したものでございます。写真をつけておるとおり送迎車両の待機が多いときで、ロータリーの外まで及んでおったり、この撮影日以外でも、平日夕方以降の帰宅時間帯においては、多くの車両がロータリー内に駐車している状態が慢性化しているのが実情というふうなことでございます。この部分については様々御意見をいただいております、どういふふうな対策を取れないかとかいうことを、長年にわたり懸案事項としてなっていたものでございます。

3 ページを御覧ください。

黄色の着色している①の部分が、一時駐車場としてこの駅前広場を整備した当初から使われていたものですが、原田駅を利用される通勤者などと思われる方の車両が、長時間にわたってほぼ一日中止まっているような状態が慢性化、常態化したことなどから、現在は利用を停止してチェーンで封鎖をしておるような状況でございます。改めて、先ほど写真で見ていただいたような送迎車両を、現在封鎖しております一時駐車場に誘導して、ロータリー内の駐車車両、待機車両を減らしていけないだろうかというふうに考えております。

なお、この封鎖を解いた場合、先ほど説明したとおり、再度長時間駐車するような車両ができない、起きにくいようになる仕組みとして、一つの手法として有料化も念頭に検討を行っておるところでもございます。一定数、その場合においては、駐車場を経営される、運営されてある事業者等とも、協議したり聞き取りをさせていただいておりますけど、その中では、現状の駐車台数6台ございますけど、この6台で例えば駐車場を有料化した場合の運営をしていくと、非常に厳しいものがありますよと、いわゆる収益が上がらないというふうなですね、もっともっと多くの台数があればいいのではないかと御意見等もいただいております。

その結果として、駐車区画を増やす必要性ということ由市でも考えまして、現在予算を計上させていただいて、②赤色着色の部分、現在は駐車区画ではないんですけど、そちらに駐車区画を広げることなどによって、倍、12台ほどの駐車区画を確保していきたいなと思っておるところでございます。この整備に当たっては、その整備した後に、どういうふうにこの一時駐車場を運営していくかというのが最大の課題でございます。現在、有料・無料、有料の場合の直営方式、指定管理方式、借地方式など、それぞれの課題等を踏まえて、所管で検討を行いながら、先ほどお話ししたような駐車場を運営する事業者との相談、協議なども必要に応じて行っておるところでございます。

有料の場合の課題といたしましては、直営においては有料化するための設備投資といたしますが、ゲートであったり、例えばよくコインパーキングである駐車バーが上がるようなものであったり、そういったものをするための設備投資であったり、それを保守していくためのランニングコストであったり、そういった点が課題であります。これが収益が上がらなければ、ずっと市の持ち出しだけに続いていくと。

指定管理であれば、この駐車場として運営していくために使用料を取ってしていくわけなんですけど、そういったことを受けていただけるような事業者が果たして出るのかということ。当然、指定管理事業者からすると、一定の収益が上がらなければなかなか難しいと。これは借地方式にも重なることなんですけど、借地方式であれば、事業者により地を借地に出す、委ねることによって、市としての費用というのかからないんですけど、先ほどお話ししたとおり、繰り返しになりますけど、収益性がないと受けていただけるような事業者が現れず、そもそもの賃貸借契約が成立しない場合があるというようなことの一長一短ございます。そういったところが兼ね合いもございます。

無料の場合は当然、無料にして24時間開いてしまうと、もともと当初の状態に戻って、また再度の長時間の駐車を招いてしまう結果になるだろうと。では時間帯を区切って、開ける時間帯を絞ってやってはどうかというところもありますけど、その開け閉めするための、今チェーンで日常的に封鎖しているものを解除して、開けて閉めてということを繰り返すことになるんですけど、無料ということで、あくまでも置きっ放しにされる可能性というのも当然想定されるというところでございます。

るる説明させていただきましたけど、どういうふうになれば一番ロータリー内の待機車両、いわゆる夕方の帰宅時間帯における、混雑と言ってしまう言葉がどうなのかなとも思いますけど、ロータリー内に車両が常駐化するような事態を解消するというよりも緩和させるための方法で、費用対効果が一番高いものはどういったものになるのかというのを、今一生懸命、所管としては知恵を絞っているような状況でございます。ある程度の運営のめどが、方向性が決まれば、駐車場の整備にも着手していきたいなというふうに考えているところでございます。実情、現状とすれば以上でございます。

説明については以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。

説明を受けましたが、質疑ある方、お願いします。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 私からは一番基本的なことをお尋ねいたします。駅の階段から降りて通路がありますけども、そこから駐車場への動線をどのように考えていらっしゃるのか。人の動線です。人の動線をどのように考えていらっしゃるのか。

それと、①②と整備されますけども、いわゆる障害者駐車場とかの枠をどのように考えてあるのかをお尋ねをいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 動線ですけど、3ページの航空写真を見ていただければと思います。一番近い動線とすれば、直線的に道路を横断していただくことが想定されますけど、一旦マウントとかがありますので、写真で見ますと左斜め上にバスの停留所がありますので、そちらに進んでいただいて、駅に向かっていただくなどの行程といいますか、通路が想定されます。

あと、いわゆる多目的駐車場、身体障害者用駐車場枠を造るかどうかにつきましても、先ほど説明した中の、こういった手法で開設、再度の開放といいますか、駐車場として利用ができるような形態をしていく中で、必要に応じて設定する場合があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ①、黄色い部分が6台で、新たに収益が上がるように赤い部分を6台ということで、合計12台になるんですけど、このロータリーの敷地全部を使って駐車場を確保することでは考えられないんですか。真ん中に大きな時計台があるんですけど、それ以外は結構、全然意味のないような、石を敷いたような部分だけがあると思っているんですよね。それと、今ここで言えば真ん中右端の、楕円の右端にあるこの通路、これも誰がどんなふうにするのかがよく分からないので、いっそ、このトラックで言えばフィールドに当たる部分を全部駐車場にしてもいいんじゃないか、どうせ工事するのであればそれぐらいやったほうがいいんじゃないかなと。

12台というのはどれぐらいの予想をしてあるか分からないけど、よく送迎する身からすると、12台なんて全然吸収できないと思うんですよね、朝夕の行ったり来たりするのを。おまけに、電車のダイヤに合わせてあらかじめ並んでいるわけですよ。駅に近い順番にずっと行列ができて、一番多いときで二、三十台ぐらい並んで、もうほとんど3号線ぐら

いまで並んでいるときもあるので、やっぱりどうせ一時駐車場を造るのであれば、もっとこの併せてほかの敷地も活用したほうがいいんじゃないかなと思うんですが、なぜ今この赤い部分だけ延ばすのか。赤い部分にしても、黄色い横にある石の部分ですよね、これを全部取ってしまえばいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどう考えてあるんですかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 現在検討しております部分につきましては、現有、当初整備した駐車場、一時的な駐車場区画を拡張する部分で事業化を念頭にしております。今辻本委員が言われた、このいわゆるロータリーのないぎりぎりの部分の全面的な活用というのは、当然、時計台とか、この写真で見る右側にある通路はタクシーが周回するための通路として整備した目的もございますので、そういったところを踏まえつつですね、今回、全面的に検討してはどうかというありがたい御意見をいただきましたので、現在の予算では全面的な整備というのは可能になるような枠を持っておりませんので、この部分については貴重な御意見として承らせていただいて、先ほどの検討を進めていく中で、改めて内部での検討といいますか、考え方をまとめるときの参考にさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに。田中委員。

○委員（田中 允君） 今せっかく駐車場するならさ、全部してしまいなや。全部できる範囲。せっかくあんた、今の渋滞を緩和するための目的やけんさ。何で6台、6台だったよな、追加したのかがどうも理解できん。どういう発想がね。それで検討します、検討しますって、予算計上したときからそういうことを常に検討したわけやろ。検討せんで計上したとな。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 予算計上に当たっては、繰り返しになりますけど、現在の駐車区画からの拡張部分で、ほかの施設に影響を及ぼさない範囲というところで、赤色に着色しております6台分を増加する部分で計画させていただいております。田中委員からも辻本委員と一緒にの旨の、どうせ整備するのであれば、もっと台数を増やしてやるべきではなかろうかというありがたい御意見をいただきましたので、繰り返しになりますけど、御意見として承らせていただきながら、所管で今後の検討を進めていく中での参考にさせ

ていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） そして駐車時間の話も出るけどさ、最初の30分だけはくさ、まあ幾らするか分からんけども、もう30分超えたらくさ、500円とか、ワンコインで500円玉やけんね。いや、そうせんとね、回転せんよ。100円ぐらいでね、100円玉1枚か2枚かやったらずっとおるよ。やっぱり500円玉か1,000円札かせんとね、次に回転せんと思う。そこら辺一つの意見やけん、これ。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○建設部長（深見勝彦君） 田中委員の御意見ありがとうございます。周辺の駐車場とか見ていると、やっぱり20分とか30分は無料ということで、できる限り迎えに来られた方が止めて、もうどんどん回転させるというのが、こういうロータリーの駐車場の理想ではあると思います。駐車料金を30分超えれば、物すごく高くすればいいんですけど、やっぱり周辺の駐車場との関係とかありますので、その辺の調査も併せてさせていただきながら、料金設定も含めて検討してまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ほかに。宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） いろいろありますけど、そもそも2ページのこの写真ですけど、これは夜ですよ、写真を撮られたのが。朝がもう、すごい多いんですよ。もうこういう状況じゃないんですよ。さっき辻本委員も言われましたけど、マルキョウ、旧国道まではみ出すぐらい朝はもう、何か言葉は悪いですけど、やっぱり時間に追われて来るので。夜は比較的、何時に電車が来るというのが分かっているとお迎えに来るわけやから、朝の状況とは全くこの夜の状況って違うんですよ。すごい量が多いです、朝は。特に7時から8時の間というのはもう殺到していますもんね。

それから言うと、さっき檜木委員も言われましたけど、その動線、朝とかのばたばたしているときに送迎で来た車が、回転よくとは言われても、駅に行く人を送ってくるわけなので、動線が物すごく大事になってくるし、例えば歩行者の安全を守るためにやったら、横断歩道を例えば造ったとすると、ますます歩道が詰まってくると私は懸念しているんですけど。それから言うと、明らかに駐車場、近隣の駐車場を利用したことありますけど、その金額も合わせないといけないというのものもあるでしょうけども、根本的にこの駐車スペースというのを大きく見直さないと、予算の関係がありますからという話ですけども、

解消しないと思うんですね。

極端に言うと、このロータリーをなくしてから駐車スペースをがばっと設けるとか、そういったことをしない限りは、この渋滞と、そして朝なんかは殺到してから出ていく。そうしたらこの出口で、この間も話をしましたが、前の通りを曲がっていく人、真っすぐ行く人、出て行く人って、もう交通事故が私はいつ起きても、実際起きていますが、もっと事故が増えるんじゃないかという懸念もあります。なので、辻本委員が言われるように、大きくやっぱり対処していかないと、ここだけというようなことで考え方でやりよったら、ますます渋滞が激しくなって、事故も起きて、安全が確保、担保されないんじゃないかというふうに思っているんですけど、いかがですかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 今、宮崎委員から朝の状況を御説明していただきまして、ありがとうございます。朝の状況等も貴重な御意見として踏まえながら、どういった、今検討しているものがベスト、ベターだというわけではございませんので、今日持ち帰らせていただいた上で、様々検討をさせていただいて、よりよい方法を模索させていただきながら、また方針等が決まりましたら、議会にも御説明させていただければと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 朝の乗り降り、乗降たいな、降りるときはさ、やっぱり手前に降ろさせていいっちゃからな。帰りがさ、早めに来て待つとるわけよ。雨の降りて特にね。それともう一つ、そこら辺をね、帰りで行きは違うんだと、行きの場合はそういう、ここで降りらないかんよ、早めに降りらないかんよとしつける教育をしていけばいいと思う、規制してね。帰りがどうしてもね、待つとるときに渋滞していく。そのときはやっぱり駐車場が要る。

その駐車場の中もね、こう言っちゃなんやけど、差別したらいかんけど、筑紫野市と小郡市と、結構小郡ナンバーが多いとよ。いや、本当に小郡ナンバーが多いって。3分の1小郡ナンバーやろうもん、な。久留米ナンバーたい、要するに久留米ナンバーの人。佐賀ナンバーもあるたいな、佐賀ナンバーもある。やけん、そこらあたりをくさ、取扱いを検討しとってください。

○委員長（八尋一男君） 今の意見として、同じような意見ですから、ちゃんとそれに反映を検討してください。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） これ、もう一回検討するんですか。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 現在の計画から大きく、仮にですよ、仮に見直さなければならぬ方向性になる場合は、改めて議会にもお諮りさせていただくことになろうと思いますし、現状の部分の計画の中で、こういうふうな考え方で進めようとしていますよというふうな、どちらにしても一定の方針が改めて固まった時点で、議会にはきちんと御報告させていただきたいというふうに思っています。現在は様々な部分で検討しておりますので、今日いただいた御意見も含めて、やはり一度持ち帰らせていただいてしっかりと検討した上で、本当に一番いい方法と思っていただけるように、所管としては取組を進めていきたいというふうに考えております。一生懸命知恵を絞ってやりたいなという思いがあります。

ここを閉鎖して、もう二十数年来この状態がずっと続いておりますので、何回かやり直しというのは、なかなか今回手を加えれば、次、「これが駄目やったけんこっちにやろう」というのは、個人的には厳しいところがあるのではないかなというふうにも感じておりますので、やはりいろんな御意見をいただいた上で、所管としても、繰り返しになりますけど、一番いいと思われる方法、手法を模索した上で、今回の整備を進めさせていただきたいというふうに考えております。今日は本当に貴重な御意見ありがとうございます。自分も持ち帰らせていただいて、頑張りたいと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） すごい思いも伝わってきますし、これを何とかしようという気持ちは十分伝わってくるんですけど、今回予算を執行しとるわけやから、全体的なグランドデザインみたいなのところというのを、せっかくならもう一回描いてもいいんじゃないかという話だと僕は思うんです。

僕はね、はっきり言うけど、補正をかけてで利便性というのをつけていいと思うんです。だから、今回はこういう形でほんとに出たけど、やっぱり今、委員会の中でも議論が出たように、それをもう少し、改めて全体的な利用価値という、効率も含めて、うちらが前も話していたように、安全面というところをきちんとグランドデザインとして描いて、いや、本当に予算をかけていいと僕は思うんです。せっかく今回、そういう機会だと僕は思って

いますので、そこら辺も検討材料として、執行するのであれば、そういった元となるあれをもう一回描いてもらうことが重要なと思っています。参考程度にお願いします。参考程度にというか、大事な話だと思いますけど。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 本当に赤司委員からありがたい御意見をいただきました。当初予算で計上させていただいて、議決していただいております。これをどう執行していくべきなのかを含めて、先ほど赤司委員から言われた、補正も含めた考え方というのをいただきましたので、持ち帰らせていただいて、しっかりと検討した上で、事業化に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 最後に私からですけど、答弁は要りませんが、もともと3月の予算のときに、これは安全の問題がありますよね、渋滞がありますよね。それから、檜木委員が言った同じことだと思うんですけど、動線、要は利便性の向上をしましょうよねというような形で、我々、当委員会に付託をされたわけですよね。

だから、3月の予算のときと同じような状態でこれを執行しますと言われると、我々は何のために付託されたのかということになるので、そこだけをしっかりわきまえてもらって、「3月の予算のときはこうでした。だけど、あれから検討した結果このような形になりましたよ」という形で、はっきりと差が分かるようにしてもらわないと、我々委員会に付託されて結果的に何も変わらなかったという形では、この委員会は何のためにあるかということがあるので、その辺のことも踏まえて検討をよろしくお願いをしたいと思います。

部長、それでよろしいですかね。答弁は要りません。そういう形でございますから、よろしくをお願いします。

○建設部長（深見勝彦君） ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） この件は以上で打ち切ります。

では続いて、所管事務調査に入りたいと思います。

所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時10分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わりましたので、部長より出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） 続きまして、所管事務調査になります。

担当課、土木課が参っておりますので、自己紹介いたします。

○土木課長（菊武秀明君） お疲れさまです。土木課長の菊武です。どうぞよろしくお願いいたします。

○土木整備担当係長（坪井 望君） 土木課土木整備担当係長の坪井です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

○建設部長（深見勝彦君） よろしくをお願いします。

○委員長（八尋一男君） それでは、希薄化した道路区間の計画的な再塗装（道路維持管理計画）について、執行部から報告をお願いします。

課長。

○土木課長（菊武秀明君） 初めに説明資料についてでございますが、事前に資料要求がありました区画線設置工事の共通仕様書を添付させていただいております。

こちらは福岡県土木整備部発行のもので、1ページから4ページが土木工事共通仕様書の中から、区画線工に係るところの抜粋でございます。2ページが目次で、3ページになりますけども、中段下の3-2-3-9という項目の区画線工というところで、1から8項目の仕様書になっております。

それと、5ページから14ページが、区画線設置工事の共通仕様書でございます。これは細かい工事に関するものとか材料に関するものとかいうところが記載された仕様書になっております。

続いて、道路の区画線等についての説明をさせていただきます。

筑紫野市が管理する道路には、道路管理者である筑紫野市が設置する路面標示と、交通管理者である福岡県交安委員会が設置する路面標示がございます。

道路管理者が設置する路面標示といたしましては、道路法に基づき、道路の構造を保全し、または交通の安全と円滑を図るために、路肩や道路中央の白線、車線を区分する白い破線、また、安全運転を促すための「通学路」や「交差点注意」または「止まれ」などの文字標示がございます。

一方、交通管理者が設置する路面標示といたしましては、道路交通法に基づく交通規制等を行うために設置する、横断歩道や停止線、道路中央の黄色い線、最高速度の標示などがございます。

路面標示等の点検につきましては、日常のパトロールや、主要な幹線道路における舗装の個別施設計画に合わせた定期点検を実施している状況でございます。また、市民の皆様からの通報も重要な情報源となっておりまして、例年20件程度の通報や要望をいただいている状況でございます。なお、公安委員会が設置、管理いたします路面標示に関する市民の皆様からの御要望につきましては、その都度、筑紫野署へ内容をお伝えしている状況でございます。

市が行っております路面標示等の過去3年間の施工実績でございますが、路肩や車道外側線、中央線の白線の延長につきましては、令和5年度が3.9キロメートル、令和6年度が3.4キロメートル、令和7年度が13キロメートルでございます。文字などにつきましては、令和5年度が23か所、令和6年度が47か所、令和7年度が71か所となっております。なお、路面標示等の補修に関して定めた公的な基準はございません。

路面標示の磨耗度合いは設置場所によって大きな差があり、その要因も様々でございます。交通量が多い・少ない、通行量の重量や発進・停車に伴う負荷や道路勾配など、路面の状況等によるものでございまして、気象状況によっても影響を受ける場合がございます。そのため、路面標示に関する維持管理計画は立てておりませんが、路面標示の補修につきましては、道路構造の保全、安全な道路交通の確保の観点から重要な課題であると、このように認識しているところでございます。限られた予算の中で優先順位を見極め、県の公安委員会と連携しながら、補修に取り組んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。

ただいま報告を受けましたが、質疑ある方ございませんか。

田中委員。

○委員（田中　允君）　これは市道においても県の公安委員会の許可をもらわないかと。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○土木課長（菊武秀明君）　道路標示の文字を書いたりとか、白線の位置を決めたりとかするのは、念のため、警察との立会を求めたりとか、意見を聞いたりはしております。

○委員長（八尋一男君）　田中委員。

○委員（田中 允君） ここはあくまでも希薄化した新設の部分ではなくて、この課題は、希薄化した道路区画線の計画的な再塗装やから、それについて県の審査が要るとねって聞きよるわけやから。県ちゅうか公安委員会の。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 白線の位置も従前、道路の端部から75センチであったりとか50センチであったりとか、まちまちのところがございます。それが道路が広がって6メートルの列になったりしますと、端部から1メートル取れる分については、その位置で引き直したりしますし、そういった意見を警察からもいただいたりしますので、その都度確認するようにはしております。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） もう現状、線が消えとるやんね、道路をずっと、いっぱい、たくさん、そういうところばかりたい。そういうのについて、一々県に全部相談してしよるわけ。だからね、もっとやる気があるのかないかたい。するとな、せんとな。はっきりそこら辺ばしっかりして。予算の限りって、予算どれだけあるとね。予算の限りって分かんよ、幾らか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 令和6年度の事例を出させていただきます。令和6年度の歳出の予算が2,476万7,000円の決算でございます。そのうち執行したのが2,475万6,908円でございます。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで、それがメートルでやったらどれぐらいなる、キロに直したら。（「3.4キロメートル」と呼ぶ者あり）いやいや、3.4キロメートルちゅうか、もうちょっときれいに。いや、2,000万円やらせないかんちゅうから。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 申し訳ありません、訂正をさせていただきます。今の予算が交通安全施設整備事業の予算になっておりまして、区画線はそのうちの内訳でございます。

（「そうやろ」と呼ぶ者あり）はい、申し訳ないです。令和6年度につきましては、区画線に関わるところの執行が1,230万円ほどで、この予算の50%ほどの執行をさせていただいております。延長については、申し訳ありません……。

○委員長（八尋一男君） 延長は違うわけ。さっき3.4キロメートルと言ったでしょ

う。それはいいわけですね。（「令和6年度でいきますと3.4キロメートル」と呼ぶ者あり）そうやね、はい。それは生きとるわけね。

ほかにございませんか。田中委員。

○委員（田中 允君） 今言った、1,230万円ぐらいやったろ。これが予算執行で、執行した予算は。（「全体の予算が」と呼ぶ者あり）いやいや、この白線の分は。（「白線の分が1,230万円です」と呼ぶ者あり）ああ、これだけね。それで、これが約3キロメートル分。（「3.4キロメートル」と呼ぶ者あり）まあ3.4キロメートルちゅうか、だから3キロメートルやな。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 一つ教えてください。1メートル大体幾らかかるのかということと、それと、ここを施工される事業者が今、事業者によっては人手不足でなかなかその業務自体が行えないというような業種もあろうかと思います。そこら辺の状況はいかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） メートル当たりのまず施工単価でございますが、入札の関係もございまして大まかに言いますと、メートル1,000円から1,200円というところに今現在では来ております。ここ一、二年でかなり経費等も上がっておりますので、今現在ではそういうふうに私どもは見積もっているところでございます。施工業者につきましては、交通安全施設を主に取り扱っているところでおられまして、今のところ人手不足的な工事ができないというところでは、聞いているところではございません。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

○委員（田中 允君） 説明を受けたけど、だからこれをどうするの、結果として今、意見。今、現状を受けたけど、これをどのように今度やっていくわけ。

○委員長（八尋一男君） もう少し言うと、原田近辺はほとんど消えているところがあります。それから、針摺峠から筑紫へ抜ける昔のあれは県道かな、あの部分もほとんど消えた状態です。田中委員はそれを言ってあるのかもしれませんが、そういうところはどうかされるのかというのを聞きたいということでもあります。

課長。

○土木課長（菊武秀明君） 消えているところとか薄いところとか、いろいろ要望がございます。じゃあ、どこを取り組んでいくかというのは、昨年度は美しが丘の団地の中

を多少一体的にやらせていただいております。そういったところを、御意見いただいたり要望いただいたところを調査させていただきまして、通行量とかを勘案させていただいて、優先順位を決めながら対応させていただいている分がありますので。また、舗装自体の更新計画ともすり合わせをしながらも、そういった路面標示についてはやり直す必要がありますので、そこら辺も加味して、前年度予算を取るときあたりに計画をしっかり立ててまいりたいと思っております。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございます。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君）　国土交通省が包括的な民間委託というのをやっていると思うんですけど、そういったのというのは、要は民間事業者が中心になって業務とか、この白線だったら白線についてを、維持管理とかを民間に委託して、管理、修繕までやってもらうという方式があると思うんですけど、そういうのというのはどうなんですかね、方向性としては。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○土木課長（菊武秀明君）　包括的な維持管理ということで、横断的に隣接した市と合同でとか、単独した市で包括的に取り組んでいる市町村もございますが、そういった全体的な道路の部分にとかいうところで委託をすとかいうところの検討は、まだ進めておりません。

○委員長（八尋一男君）　もうこれを最後にしますよ。田中委員。

○委員（田中　允君）　だから、どこまでするとな、せんとね。予算の限りって、1,200万円ならそれを、去年が1,200万円、今年は倍増しますとか、要望によって倍増しますとか、そげな話が全然ないやないの。要するに市の考え方たい。方針。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○土木課長（菊武秀明君）　先ほどの繰り返しになりますけれども、消えているところとか薄くなっているところがあるところも十分認識しているところでございますけれども、道路構造の保全とか安全な道路交通の確保の観点から重要な課題でございますので、そういった場所場所の必要性を見極めながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君）　よろしく願いします。

以上で質疑は打ち切ります。ありがとうございました。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして建設環境常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後 2 時25分